



〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32
奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール info@naras.johas.go.jp

Vol. 62 2025年 夏号

かわら版

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の改正と令和5年度「過労死等の労災補償状況」について

産業保健相談員 西岡 久之
(医師・産業医)

I 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の改正について

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準については、平成13年12月12日付けの「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下、「旧認定基準」という。）という通達に基づいていましたが、この通達から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、脳・心疾患の労災認定の基準に関する専門検討会において検討が行われ、令和5年10月18日に認定基準の改正が行われました。その主な改正点の4つのポイント等について解説させていただきます。

1 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間外の負荷要因を総合評価して労災認定とすることを明確化しました

【改正前】

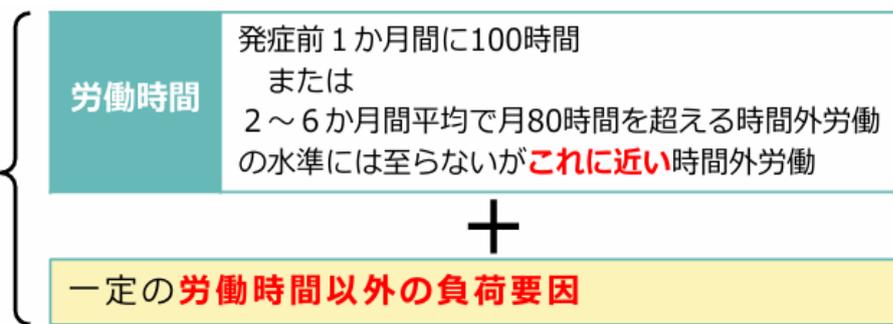
発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

また、過重負荷の有無の判断に当たって、評価の基準となる労働者について明確化等の観点から、「同種労働者」と表記を改めるとともにその定義が一部修正されました。

**業務と発症との
関連が強いと評価**



2 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

長期間の過重業務、短期間の過重業務とも共通して、労働時間以外の負荷要因について、以下の3つに整理され、その検討の視点についても明確化されました。

- ① 勤務時間の不規則性（拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務時間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務）
- ② 事業場外における移動を伴う業務（出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務）
- ③ 心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務及び作業環境（温度環境、騒音）

赤字の項目が新たに追加されたところです。

労働時間以外の負荷要因	勤務時間の不規則性	拘束時間の長い勤務
		休日のない連続勤務
		勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます
		不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
	事業場外における移動を伴う業務	出張の多い業務
		その他事業場外における移動を伴う業務
	心理的負荷を伴う業務 ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました	
	身体的負荷を伴う業務	
作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境	
	騒音	

3 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました

(1)短期間の過重業務

評価期間について、発症1か月前より短い期間のみに過重な業務が集中し、それより前の業務の過重性が低い場合の取り扱いが明示されました。

また、労働時間の負荷要因の検討の視点についてより明確化され、業務と発症との関連性が強いと評価できる場合の例示がなされました。

(2)異常な出来事

異常な出来事の考え方が認定基準において示され、具体的な出来事について、医学的知見や裁判例等を踏まえ、その表記が一部修正されました。

あわせて、検討の視点がより明確化されるとともに、業務と発症との関連性が強いと評価できる場合の例示がなされました。

短期間の 過重業務	発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
	発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合
異常な 出来事	業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
	事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
	生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
	著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
	著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

4 対象疾病の改正について

(1) 脳血管疾患：以下の通りで、旧認定基準と同様です。

ア 脳内出血（脳出血）

イ くも膜下出血

ウ 脳梗塞

エ 高血圧性脳症

(2) 虚血性心疾患等

ア 心筋梗塞

イ 狭心症

ウ 心停止（心臓性突然死を含む。）

エ 重篤な心不全

心停止と異なる病態である心不全を、旧認定基準の「心停止（心臓性突然死を含む。）」に含めて取り扱うことは適切でなく、心筋症等の基礎疾患を有する場合にも、業務による明らかな過重負荷によって当該基礎疾患が自然経過を超えて著しく増悪し、重篤な心不全が生じることが考えられるため、新たに追加されました。

オ 大動脈解離

旧認定基準では「解離性大動脈瘤」が対象疾病とされていましたが、大動脈瘤を形成しない大動脈解離も対象疾病に含める必要があること、臨床的にも現在は解離性大動脈瘤の場合を含めて大動脈解離の診断名が付されることが多いこと等から「大動脈解離」に表記が改められました。

5 その他

「基礎疾患を有する者についての考え方」及び「対象疾病以外の疾病の取り扱い」について明確化されました。

II 令和5年度「過労死等の労災補償状況」

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は1,023件で、令和4年度の803件から220件増加しています。
うち死亡件数は247件で、令和4年度の218件から29件増加しています。
- ・支給決定件数は216件で、令和4年度の194件から22件増加しています。
うち死亡件数は58件で、令和4年度の54件から4件増加しています。

2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

(1) 業種について

- ・請求件数が多いベスト3は①「運輸業、郵便業」244件、②「卸売業、小売業」135件、③「建設業」123件の順でした。
- ・支給決定件数が多いベスト3は①「運輸業、郵便業」75件、②「卸売業、小売業」29件、③「宿泊業、飲食サービス業」25件の順でした。
- ・請求件数と支給決定件数ともに多いのは、「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」で、請求件数171件、支給決定件数66件でした。

(2) 職種について

- ・請求件数が多いベスト3は①「輸送・機械運転従事者」200件、②「専門的・技術的職業従事者」156件、③「サービス職業従事者」135件の順でした。
- ・支給決定件数が多いベスト3は①「輸送・機械運転従事者」67件、②「サービス職業従事者」29件、③「専門的・技術的職業従事者」22件の順でした。
- ・請求件数と支給決定件数ともに多いのは、「輸送・機械運転従事者」のうち「自動車運転従事者」で、請求件数183件、支給決定件数64件でした。

(3) 年齢層について

- ・請求件数が多いベスト3は①「50～59歳」404件、②「60歳以上」363件、③「40～49歳」203件の順でした。
- ・支給決定件数が多いベスト3は①「50～59歳」96件、②「60歳以上」54件、③「40～49歳」53件の順にでした。

(4) 時間外労働時間（1か月又は2～6か月における1か月平均）について

- ・支給決定件数は、「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」が24件で最多でした。また、「評価期間2～6か月における1か月平均」では「80時間以上～100時間未満」が54件で最多でした。

3. 結論

令和5年度の脳・心臓疾患に関わる労災補償は、運輸業、郵便業のなかで、道路貨物運送のため自動車を運転する50歳代で、時間外労働が80～120時間未満に相当する労働者に多いことが明らかになりました。

【参考文献】

1) 脳・心臓疾患の労災補償について

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント (R3.09) : 厚生労働省

2) 令和5年度「過労死等の労災補償状況」

別添資料1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況 [PDF形式: 637KB] : 厚生労働省